4　医師又は歯科医師は、電子処方箋以外の方法により処方箋を交付した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、当該処方箋に記載し、又は記録した情報を電磁的方法により提供することができるものとした。（第一二条の二第五項関係）

5　医師又は歯科医師は、処方箋の交付又は電子処方箋の提供を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができるものとした。（第一二条の二第六項関係）

6　薬剤師は、調剤を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができるものとした。（第一二条の二第七項関係）

7　5又は6により情報の提供の求めを受けた支払基金又は連合会は、当該求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対し当該情報を電磁的方法により提供しなければならないものとした。（第一二条の二第八項関係）

8　支払基金及び連合会は、1により提供を受けた電子処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、患者等の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該電子処方箋を提供し、4により電子処方箋以外の方法により交付された処方箋に記載され、又は記録された情報の提供を受ける業務、電子処方箋の情報等を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務、3及び7において支払基金及び連合会が行うこととされている業務、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（2により提供されたものに限る。）を保管する業務並びにこれらに附帯する業務（以下「電子処方箋管理業務」という。）を行うものとした。（第二四条第二項及び第三五条第二項関係）

9　医療機関及び薬局その他の関係者は、電子処方箋管理業務が円滑に実施されるよう、電子処方箋の提供及び電子処方箋により調剤を実施する体制の整備に努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するものとした。（第三八条関係）

10　電子処方箋管理業務に要する費用は、政令で定めるところにより、医療保険者、後期高齢者医療広域連合その他法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものが負担するものとした。（第三九条の二第一項関係）

11　支払基金又は連合会は、8に掲げる業務のうち、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（2により提供されたものに限る。）を保管する業務を行う場合は、10にかかわらず、当該業務を支払基金又は連合会に委託する薬局の開設者から、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができるものとした。（第三九条の二第二項関係）

三　医師法の一部改正

医師は、二の1により、支払基金又は連合会に対し電子処方箋を提供した場合は、患者等に対して処方箋を交付したものとみなすものとした。（第二二条第二項関係）

四　歯科医師法の一部改正

歯科医師の提供する電子処方箋について、三に準じた改正を行うこととした。（第二一条第二項関係）

五　施行期日等

1　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第三条関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、一の2及び二から四までの事項は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行するものとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九四号）（国土交通省）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第一四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は令和四年五月二三日とし、同条第六号に掲げる規定の施行期日は令和五年一月一日とすることとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一九五号）（国土交通省）

一　道路運送車両法施行令の一部改正関係

継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務を国から国土交通省令で定める要件を備える者に委託する制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任することとした。（第一五条第一項第二号関係）

二　自動車登録令の一部改正関係

自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織からの出力方法について電磁的方法を加えることとした。（第七条第二項関係）

三　施行期日

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和五年一月一日）から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一九六号）（厚生労働省）

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正

1　医薬品の製造販売の緊急承認に関し、その対象となる医薬品として新型コロナウイルス感染症に係る医薬品を定めることとした。（第二六条の七関係）

2　緊急承認に係る医薬品、医療機器及び再生医療等製品（3において「医薬品等」という。）の申請資料の信頼性に係る調査並びに製造管理及び品質管理の方法に係る調査の実施に必要な規定を整備することとした。（第二二条～第二四条、第二七条、第三七条の二二、第三七条の二九及び第四三条の二四関係）

3　緊急承認に係る製造販売がされる医薬品等について、国家検定、容器包装等の特例の規定を整備することとした。（第七五条関係）

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律により、国又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構が手数料を徴収する業務が追加されたことに伴い、新たな手数料の区分と額を定めることとした。（第七条、第八条、第一一条、第一三条、第二三条、第三三条、第三三条及び第三六条関係）

三　特許法施行令の一部改正

特許権の存続期間の延長登録の出願の理由となる処分から、緊急承認を受けた後に当該承認の期限内に改めて行う申請に基づく承認を除くこととした。（第二条関係）

四　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正

公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するものの対象として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンの製造販売について緊急承認の規定により製造販売の承認を受けたものを構成員とする法人を加えることとした。（第三条第二〇号ホ関係）

五　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。